

ID: 249

担当部署: 総合政策部 参事 (地域課題担当)

処分の概要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の31第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第260条の31の規定による。 (残余財産の帰属)</p> <p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。</p>			
標準処理期間	50日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和6年7月31日